

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 5 年度 松阪市防災会議及び松阪市国民保護協議会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 3 月 15 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
3. 開 催 場 所	産業振興センター
4. 出席者氏名	(会長)竹上真人 (委員)時岡利和、市川幸治、川北敏、※高山勲、堀康太郎、 ※溝口裕也、永作友寛、中田雅喜、松本芳昭、山川良樹、 ※中西俊樹、※谷岡誠、※久保田秀和、坂口知玄、森川佳洋、 田中俊幸、姫子松伸浩、森本臣紀、※森文宣、※山口保 小松哲、中森弘幸、浅井重久、横山孝子、※岩本豊一、 ※花井忠和、八田久子、落合泰子、松田千代、久保敦子、 田中善彦、北内知哉、大畑隆（以上34名） ※は代理出席 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・北川高宏、防災担当監・ 中井和史、防災係長・若林大樹、防災係主任・松原浩司、 防災係主任・松岡貴広、管理係長・杉谷真弓、防災支援員・ 武田一晃 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	報道関係者1名、松阪警察署職員1名
7. 担 当	松阪市 防災対策課 担当者：北川・中井・岡田 電 話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

松阪市国民保護協議会

(1)あいさつ

(2)国民保護とは【説明】

松阪市防災会議

(1) 松阪市地域防災計画の修正について【議事】

(2) 松阪市水防計画の修正について【議事】

(3) 能登半島地震被災地支援について【報告】

(4) 地区防災計画について【報告】

(5) 令和6年度「松阪防災の日」について【報告】

(6) その他

議事録

別紙

会議名	令和 5 年度松阪市国民保護協議会・松阪市防災会議議事録		
開催日時	令和6年3月15日(金) 13時30分から15時 30 分	開催場所	産業振興センター
出席者	(会長)竹上真人 (委員)時岡利和、市川幸治、川北敏、※高山勲、堀康太郎、※溝口裕也、永作友寛 中田雅喜、松本芳昭、山川良樹、※中西俊樹、※谷岡誠、※久保田秀和 坂口知玄、森川佳洋、田中俊幸、姫子松伸浩、森本臣紀、※森文宣、※山口保 小松哲、中森弘幸、浅井重久、横山孝子、※岩本豊一、※花井忠和、八田久子 落合泰子、松田千代、久保敦子、田中善彦、北内知哉、大畑隆 (以上34名) ※は代理出席 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・北川高宏、防災担当監・中井和史 防災係長・若林大樹、防災係主任・松原浩司、防災係主任・松岡貴広 管理係長・杉谷真弓、防災支援員・武田一晃 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳 ■傍聴者:報道関係者1名、松阪警察署職員1名		
内 容	【資料確認】 事項書、委員名簿・配席図、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7 ■令和 5 年度国民保護協会 1. 開会の挨拶(会長) ・本市では、1月1日に発生した能登半島地震の被災地に対し様々な支援を実施。 避難所運営としては1週間交代で職員2名を派遣している。 ・東日本大震災の発生から13年が経過した。被災地では整理事業がほぼ完成したが、住民 が戻らない地域が多くある。生活再建や子どもたちの成長、あらゆる面で影響が残ること を、改めて感じた。 ・本市においても南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況である。様々な対策を 進めて行く上でも皆様方の協力を改めてお願いしたい。 2. 国民保護協議会 ・資料1「国民保護とは」に基づき、概要を説明。 ・避難施設を追加(フレックスホテルおよびホテルAU松阪・地下1階)。 ・「要配慮者の何%が避難施設へ避難できるのか」という委員からの質問に対し、事務局は 「この場で正確な数字をお答えすることはできないが、要配慮者のみならず、すべての市民 の皆様にとっても、避難施設の確保が十分ではないと認識している。今後は県とも連携し ながら必要な避難施設の指定に向けた取り組みを行ってまいりたい」と回答。		

■令和 5 年度松阪市防災会議

1. 令和5年度松阪市地域防災計画の修正について

- ・資料2・3に基づき、地域防災計画の修正について説明。
- ・防災アドバイザー・川口教授より防災会議と地域防災計画の意義について説明があり、本日参集している委員各位は松阪市地域防災計画の中で一定の役割を担っていることから、防災会議の重要性を改めて認識してほしいとお話があった。
- ・令和5年度松阪市地域防災計画は原案のとおり、承認された。

2. 松阪市水防計画の修正について

- ・資料4・5に基づき、松阪市水防計画の修正について説明。
- ・委員より「河川敷の樹木が繁茂している箇所では、出水時に水位上昇を招く恐れがあり、災害時の危険箇所として懸念される」との意見があった。これに対し事務局より「河川管理者により定期的な伐採が行われているほか、本市からも国や県に対して要望を行っている。しかしながら、全ての樹木伐採や土砂撤去は困難であるため、河川管理者が危険度に基づき優先順位を判断して箇所を選定しながら進めているのが現状である」との説明を行った。
- ・令和5年度松阪市水防計画は原案のとおり、承認された。

3. 能登半島地震被災地支援について(活動報告)

【活動報告】

- ・1月10日～16日の期間、輪島市門前地区の避難所(輪島市立門前西小学校)において、防災対策課職員が避難所運営業務に従事。
- ・本市が支援に入るまでの避難所の運営体制としては、職員室に避難所運営本部が設置されており、輪島市職員と学校長、校務員の3名が発災直後から交代なしで勤務していた。
- ・本市が到着した1月11日時点で、避難者数86名であったが、翌日には孤立避難地域から40名の受け入れがあったため、避難者数が一気に120名程度にまで増加した。
- ・避難者の協力を得るために、避難所における組織図を作成し、廊下に貼り出し、それぞれの役割の「見える化」を行った。
- ・被災地での支援活動を通じて、自助・共助および初動対応の重要性を改めて感じた。被災地の皆様が直面された課題は、そのまま松阪市が抱える課題でもある。この経験をしっかりと共有し、今後の防災計画に反映させていく。

【委員からの意見・質問】

- ・被災地では水道や下水が停止しているとの報道があったが、どのように処理していたのか。
→(事務局の回答)担当した避難所では下水管の状態が確認されていなかったため、避難者に対しては仮設トイレや携帯トイレを使用するよう呼び掛けていた。しかしながら、水洗トイレの使用を望む人が多く、その結果、2月中旬頃には水洗トイレが詰まる事態となった。安全な使用が確認できるまでは、水洗トイレの使用は控えるべきだと認識した。
- ・校舎外にも仮設トイレが8基設置されていた。2日に一度業者が汲み取りに来てくれていた

ため、仮設トイレは綺麗な状態で使用できていた。

- ・災害時は要配慮者への対応が後回しになる。また災害関連死の障がい者の割合が高い傾向にある。市としてこの課題を深く認識するとともに、市全体で要配慮者対策について考えられる雰囲気醸成してほしい。

→(事務局の回答)本市の現状の取り組みとして、避難行動要支援者名簿を作成し、地域に対して名簿の配付を行っている。名簿の活用方法については、避難訓練への活用とまではいなくても、日頃からの声掛け等に活用いただき、地域の共助の中で避難支援の検討を進めていただきたいと考えている。今後も住民自治協議会や福祉関係者の皆様と連携をとりながら、要配慮者対策を進めていきたい。

4. 地区防災計画について

- ・資料6に基づき事務局より地区防災計画の概要を説明
- ・現在43地区のうち、7地区において地区防災計画を策定いただいている。
- ・令和5年度においては新たな策定はなかったが、米ノ庄地区において策定済みの地区防災計画の見直しを行っている状況。また、掃水地区および松尾地区においては、令和6年度の策定を目指し取り組んでいただいている。この3地区においては令和6年度の防災会議において提案をいただく予定である。
- ・事務局としても、防災講話、防災訓練を通じて、引き続き地区防災計画策定の支援を継続していく。

5. 令和6年度松阪防災の日について

- ・資料7に基づき事務局より説明。
- ・「松阪防災の日」の制定の趣旨を説明。
- ・令和6年度の松阪防災の日は令和6年10月27日(日)とし、この日を含む一週間を防災週間とする。
- ・松阪市総合防災訓練は松阪防災の日の前日である10月26日(土)午前に実施を予定している。
- ・訓練の詳細について、今後実行委員会の中で計画をしていくが、市民訓練においては地域主体の避難所開設・運営訓練や要配慮者に対応した訓練に取り組んでいく。

【委員からの質問】

- ・本市において国民保護計画に基づく実働訓練や図上訓練の予定はあるのか。また松阪市職員の災害時の参集基準の有無および参集訓練の実施状況について教えてほしい。

→(事務局の回答)今年度、国民保護に係る図上訓練は三重県と共同で実施。しかしながら市民が参加する訓練は実施できていないのが現状。参集基準については本市の地域防災計画にて定めている。安否確認については、災害用職員メールを通じての確認が可能であるが、能登半島地震においても、(被災地の)職員の参集率が問題となったため、安否確認の方法については検討を進めている状況である。

6. その他

(事務局)

- ・防災会議における女性登用率の向上については、重要なことと認識をしており、ご参加いただく団体の皆様には女性委員の選出について、引き続き検討をお願いしたい。

7. 防災アドバイザーからのコメント

(地区防災計画について)

- ・東日本大震災を受けて災害対策基本法の改正が行われ、地区防災計画が導入された。内閣府はモデル地区の選定を行い、アドバイザーをつけて強力に進めてきたが、策定率だけが重視されてしまったり、策定された計画が地区の現実と乖離していたりと、様々な課題もある。
- ・先ほど、委員より要配慮者の問題についても提議があったが、要配慮者の問題も地区防災計画の中に盛り込んでいく必要がある。

(能登半島地震について)

- ・災害対応の一時的責任は市町村である。基礎自治体が自分のところで起きたことは、自分のところで処理するというのが大原則。しかし、現実的には困難であり、市町村で処理ができないため、県が調整に入る。県でも処理が追いつかない場合は、国がバックアップする体制をとっている。今回の能登半島地震でいうと中部9県1市のブロックがあり、中部9県1市の幹事県が三重県であったため、三重県が主導をとって発災翌日から総務省の命令を受けて、GADM(災害マネジメント総括支援員)が現場に入り活動を行った。
- ・災害対応においては、民間支援が不可欠である。民間支援では、なぜマッチングがうまくいかないのか、どこがボトルネックとなっているのか、その原因を精査していく必要がある。本防災会議においても、民間組織・団体の皆様が見えるため、検討していくべきと感じたところである。
- ・能登半島地震の教訓を受けて、松阪市においても見直しを行うことがたくさんある。

8. 閉会の挨拶(会長)

- ・能登半島地震の影響もあり、防災対策課においても今まで以上に地域の防災訓練や防災講話に力を入れている。現実問題として、防災に対する地域の取り組みには温度差があるため、地域の皆様に参加いただけるよう、今まで以上に積極的に呼びかけていきたい。
- ・長時間にわたるご審議をいただき、改めてお礼申し上げます。

以上